

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成21年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成22年3月5日（金）東京国立博物館会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 辻 惟雄（MIHO ミュージアム館長）</p> <p>○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 篠原 啓慶（独立行政法人国立文化財機構監事） 松原 茂（根津美術館学芸部長） 宮廻 正明（東京藝術大学教授） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）</p>	
審議対象期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日	
個別審査対象案件	320件	<p>○議事</p> <p>（1）平成21年度契約事前点検（前回競争性のない随意契約）</p> <p>（2）平成21年度契約事前点検（前回一者応札・一者応募）</p> <p>（3）平成21年度契約事前点検（新規案件）</p> <p>（4）平成21年度上半期物品調達（一般競争で複数者応札且つ落札率90%以上の契約）</p>
前回競争性のない随意契約	20件	
前回一者応札・一者応募の契約	18件	
新規案件	280件	
上半期物品調達（一般競争で複数者応札且つ落札率90%以上の契約）	2件	
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括		
別紙②のとおり		

別 紙②

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成21年度契約事前点検（競争性のない随意契約）</p> <p>（1）一般競争契約へ移行した契約</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般競争契約に移行し、複数者の応札となった8件については、問題ない。（意見）</li><li>・一般競争契約へ移行したが、一者応札となった契約が2件あるが、内容が賃貸借契約と保守契約となっており、使用機器等の特殊性から参入業者が限られることから、特に問題はないと考える。（意見）</li></ul> <p>（2）平成22年度及び平成23年度契約から公募を実施する予定の契約</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平成22年度契約から移行するもの3件、また、23年度分について22年度中に契約予定の1件の合計4件について、公募へ移行する予定であるが、特に問題ないと考える。（意見）</li></ul> <p>（3）公募に移行した契約</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・1件については、既に公募に移行していて問題ないと考える。（意見）</li></ul> <p>（4）引き続きの特命随意契約</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・5件については、前回の本委員会において定期購読者の販路を有する研究誌の印</li></ul>	

刷及びデータベース保守等で実施できる唯一の契約相手先と認められたものであることから、問題ないとする。(意見)

2. 平成21年度契約事前点検(前回一者応札・一者応募)

(1) 工事契約について

・該当なし。

(2) 複数者応札となった一般競争契約

・複数者の応札となったもの3件は、問題ないとする。(意見)

(3) 一者応札となった一般競争契約

・6件については、引き続き公告期間の確保に努める必要がある。(意見)

(4) 複数者応札となった企画契約

・1件あるが、これは公告期間の確保に努めた結果であり、妥当と判断する。(意見)

(5) 公募したが他に参加する者がいなかった契約

・1件あるが、公告期間の確保に努める必要がある。(意見)

(6) 今後、年度内に入札予定の契約

・今後、年度内に契約予定の7件については、複数者応札となるよう努める必要がある。(意見)

3. 平成21年度契約事前点検（新規案件）

（1）一般競争契約

・工事に落札率59.7%と他に比べて大変低い契約があるが、何か理由があるのか。

・1者応札については、どう考えているか。

・今後、公告期間の確保に努めても1者応札が続くのであれば、内容によっては随意契約することも考えても良いのではないか。（意見）

・複数者応札となった契約82件（工事16件、物品その他役務66件）、一者応札となった契約51件（工事10件、物品その他役務41件）、今後年度内に契約予定のもの13件（工事1件、物品その他役務

・低入札価格対象工事に該当したため、特別重点調査を行いました。その結果、当該業者が問題なく履行できると判断し、契約を締結いたしました。

・会社として経費節減のため、入札参加の回数も減っているとの話を工事業者から聞いたことがございます。社内で入札参加のための見積り積算や書類作成等に要する経費の節約も求められ、結果として受注すべき契約も厳選して入札参加をするようにしているようです。

博物館業務という特殊性は確かにありますが、2者以上入札参加が見込まれる契約については、引き続き公告期間の確保に努め、一般競争を行いたいと考えています。

12件)となっているが、一者応札については、公告期間の確保に努める必要がある。(意見)

#### (2) 企画競争等

・企画競争・プロポーザル方式2件(工事)、企画競争32件(工事1件、物品その他役務31件)、今後年度内に企画競争を予定のもの2件となっているが、一者による企画競争については、公告期間の確保に努める必要がある。(意見)

・公募を行った結果、他に参加する者があられなかった契約4件については、公告期間を確保するなど、慎重を期する必要があると考える。(意見)

#### (3) 競争性のない随意契約

・工事契約中、設計意図伝達業務の契約5件は競争の余地はないと判断されるが、他の2件については、今後同種の契約が発生した場合は一般競争に移行すべきと判断される。(意見)

・陳列品の購入38件、陳列品の修理12件、交通公告4件、排他的権利のあるシステム保守2件、預かり先から契約相手先を指定された美術品輸送14件、排他的権利での駐車場借り上げ等4件については、前回の委員会で随意契約を認めたものであることから、再度確認したが、妥当と判断

する。(意見)

・手指消毒剤について、何故随意契約としたのか。

・手指消毒剤については、緊急に新型インフルエンザ対策のためであることは、理解できるが、今後は一般競争に移行すること。(意見)

・「CARD-MARKU カuttingシステム」他11件については、今後は真に競争性が無いか、事前に公募することへ移行する必要があると考える。(意見)

・公募を行った結果、他に参加する者が無く、1者となった契約が1件あるが、今後は公告期間の確保に努める必要がある。

(意見)

4. 平成21年度上半期物品調達(一般競争で複数者応札且つ落札率90%以上の契約)

・本件該当2件の契約については、事務手続き及び予定価格の算定上においても特段の問題点はないと考える。(意見)

・新型インフルエンザ予防のため、即時の対応を取らざるを得なかったためである。